

生総第493号
広第629号
情第1067号
令和元年8月16日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

街頭防犯カメラの設置及び運用要綱の制定について（通達）

平成30年中における当県の刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成14年の刑法犯認知件数と比較して、指標の上では約25%にまで減少したところであるが、凶悪事件に発展する可能性のある子供・女性に対する声掛け等事案は7年連続して増加するなど、未だ県民の治安に対する不安感を払拭するには至っていない状況にある。

また、これまで地域の安全に大きく貢献してきた既存の防犯ボランティアが高齢化するなど、担い手が不足しているという課題もある。

そこで、子供・女性に対する声掛け等事案や地域住民の身近で起きる犯罪を防止して地域における防犯意識の高揚を図り、地域の防犯力の向上に資するため、この度、別添「街頭防犯カメラの設置及び運用要綱」を制定し、令和元年8月16日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

街頭防犯カメラの設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、子供・女性に対する声掛け、つきまとい等の事案や侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらい等の地域住民の身近で起きる犯罪が多発する地域（以下「多発地域」という。）を対象に街頭防犯カメラを設置し、早期にその犯罪を防止して地域における防犯意識の高揚を図り、地域の防犯力の向上に資するとともに、みだりに国民の権利等を不当に侵害することのないよう必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1 街頭防犯カメラ

電柱、街路灯等の支柱に設置して公共空間を撮影し、撮影した映像情報（以下「撮影情報」という。）を内部の専用記録媒体に記録する機能を有する防犯カメラをいう。

2 記録媒体

街頭防犯カメラで使用する専用の電磁的記録媒体をいう。

3 基データ

記録媒体に記録された撮影情報をいう。

4 保存データ

第8の1に規定する保存基準に該当し、かつ、保存の必要があるものとして外部記録媒体に保存した撮影情報をいう。

5 保存媒体

保存データが記録された外部記録媒体をいう。

第3 運用指針

街頭防犯カメラの運用に当たっては、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21条）第7条第1項第1号から第3号まで並びに第5号及び第6号のいずれにかに該当するものに限るよう努めなければならない。

第4 管理運用体制

1 管理責任者

- (1) 生活安全部生活安全総務課（以下「生活安全総務課」という。）に、管理責任者を置き、生活安全部生活安全総務課長をもって充てる。
- (2) 管理責任者は、街頭防犯カメラの効果的かつ適正な設置、管理及び運用に関する事務を掌握するものとする。

2 管理補助者

- (1) 生活安全総務課に管理補助者を置き、管理責任者が指名する課長補佐をもって充てる。
- (2) 管理補助者は、管理責任者を補助するとともに、街頭防犯カメラの設置、

管理及び運用に努めるものとする。

3 運用管理者

- (1) 街頭防犯カメラを設置する地域を管轄する警察署（以下「設置警察署」という。）に運用管理者を置き、設置警察署の警察署長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、設置警察署における街頭防犯カメラの適正な管理及び運用に関する事務を掌握するものとする。

4 運用責任者

- (1) 設置警察署に運用責任者を置き、設置警察署の副署長又は次長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、運用管理者を補佐するとともに、街頭防犯カメラの効果的かつ適正な運用及び管理に努めるものとする。

5 取扱責任者

- (1) 設置警察署に取扱責任者を置き、設置警察署の生活安全課長をもって充てる。
- (2) 取扱責任者は、運用管理者及び運用責任者の指揮を受け、設置警察署における街頭防犯カメラ、記録媒体及び保存媒体の運用及び管理に関する事務を行うものとする。

6 取扱補助者

- (1) 設置警察署に取扱補助者を置き、設置警察署の生活安全課員をもって充てる。
- (2) 取扱補助者は、取扱責任者が行う事務を補助するものとする。

第5 設置及び運用の手順

1 設置地域の選定

管理責任者は、犯罪等の発生状況を的確に分析し、真に犯罪を防止するために街頭防犯カメラの設置が効果的な地域を選定するものとする。

2 設置及び運用の協議

選定された地域（以下「選定地域」という。）を管轄する警察署長は、街頭防犯カメラの設置場所、設置台数、運用期間等（以下「設置等」という。）について、管理責任者と協議するものとする。

3 地域住民等に対する説明

管理責任者及び選定地域を管轄する警察署長は相互に協力し、選定地域の住民に対し、設置等について理解を得るため、説明会その他の方法により設置目的の周知を図るものとする。

第6 設置等に係る留意事項

1 プライバシーへの配慮

街頭防犯カメラの設置に際しては、個人のプライバシーを不当に侵害することがないように配慮するとともに、撮影範囲のうち、住宅の敷地内その他プライバシー性が高い場所が含まれる場合は、塗りつぶし等の手法によって当該場所が視覚により認識することができないようにする機能を有効に活用すること。

2 街頭防犯カメラ設置の明示

街頭防犯カメラが設置されていることを外見上明らかにするため、設置区域の見やすい場所に街頭防犯カメラが設置されている旨を表示するなど必要な措置を講ずること。

第7 効果検証等

- 1 管理責任者及び運用管理者は、街頭防犯カメラを設置した地域における犯罪発生状況等を分析し、当該設置の効果について検証するものとする。
- 2 1の結果、防犯上一定の効果があつたと認めるとき、又は設置から一定の期間が経過し設置地域における防犯意識の高揚及び防犯力の向上が認められたときは、街頭防犯カメラの撤去について検討するものとする。
- 3 2により、街頭防犯カメラを撤去する必要があるときは、事前に地域住民に対し、撤去する事由、今後の防犯対策等の助言を行うものとする。

第8 基データ等の保存・管理

1 保存基準

取扱責任者は、撮影情報が次に掲げる事項に該当し、保存の必要がある場合には、基データを外部記録媒体に保存（以下「保存データ化」という。）することができる。

- (1) 岐阜県警察の重要事件初動捜査に関する訓令（昭和52年岐阜県警察訓令第8号）第2条に規定の重要事件
- (2) 子供・女性の生命又は身体を害する犯罪及び子供・女性に対する性的犯罪（犯罪手口資料取扱規則（昭和57年国家公安委員会規則第1号）第3条第8号に規定の性的犯罪をいう。）並びに当該犯罪の前兆と思われる声掛け、つきまとい等の事案（以下「子供・女性を対象とする犯罪及び前兆事案」という。）
- (3) その他運用管理者が保存の必要があると認める場合

2 記録媒体及び保存媒体の取扱い

- (1) 1により、取扱責任者が保存データ化の必要を認めた場合、取扱責任者は、運用責任者（夜間、休日等の場合は当直長）の承認を受けて、街頭防犯カメラから記録媒体又は基データの取り出しを行い、保存データ化するものとし、記録媒体及び保存媒体は、「岐阜県警察における警察情報システムの情報取扱細目」（平成26年3月26日付け情第364号。以下「細目」という。）第7の1(1)に規定する外部記録媒体として取り扱うものとする。
- (2) 保存データ化する場合は、記録媒体を細目に定める「外部記録媒体管理・点検簿」に登録し、保存データ化が終了したときは、記録媒体から基データを削除し、「外部記録媒体管理・点検簿」から登録の削除を行うものとする。
- (3) 保存データ化した保存媒体は、細目に定める「外部記録媒体管理・点検簿」に登録し、3(4)に定める保存期間の終了等保存データを保存する必要がなくなったときは、保存媒体から保存データを削除し、「外部記録媒体管理・点検簿」から登録の削除を行うものとする。

(4) 保存データの保存状況、消去状況等を明らかにするため、街頭防犯カメラデータ保存・消去記録簿（別記様式第1号）により記録するものとする。

3 基データ及び保存データの管理上の留意事項

(1) 撮影情報のうち保存の必要のない基データについては、最大30日を限度としてデータの削除、上書き等の方法により確実に消去すること。

(2) 保存データを視聴、写真撮影等により活用する場合は、運用責任者に報告して承認を受けるものとし、その経緯を街頭防犯カメラデータ活用記録簿（別記様式第2号）により明らかにするものとする。

なお、保存データを犯罪捜査等の証拠とする場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）その他法令に定める手続により行うこと。

(3) 必要のない保存データは、運用責任者立会いの下、確実に消去するものとし、その経緯を街頭防犯カメラデータ保存・消去記録簿により明らかにするものとする。

(4) 保存データの保存期間は、原則として1か月を超えない期間とする。ただし、保存データについて、1か月を超えて保存する必要がある場合又は保存データを複製する必要がある場合は運用責任者と協議するものとする。

第9 街頭防犯カメラの管理

1 運用責任者は、防犯カメラを設置する場所ごとに、街頭防犯カメラ管理台帳（別記様式第3号）を作成し、街頭防犯カメラの設置及び管理状況を明らかにするものとする。また、街頭防犯カメラを撤去したときは、当該管理台帳に撤去年月日及び撤去事由を記載するものとする。

2 街頭防犯カメラの記録媒体の挿入口には、封印シールその他のデータを容易に取り出すことができない物理的な措置を講ずるものとする。

3 取扱責任者は、月1回、街頭防犯カメラの点検を行うものとする。

第10 管理者の点検

運用管理者は、街頭防犯カメラ及び保存データの活用状況について、街頭防犯カメラデータ保存・消去記録簿及び街頭防犯カメラデータ活用記録簿により、月1回、点検を行うものとする。

第11 報告

運用管理者は、街頭防犯カメラを設置又は撤去したときは、街頭防犯カメラ管理台帳の写しを生活安全総務課に送付し、管理責任者に報告するものとする。

また、犯罪の検挙等、好事例があった場合は、その都度、生活安全総務課へ報告すること。

第12 情報セキュリティ

街頭防犯カメラの運用における情報セキュリティについては、岐阜県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年岐阜県警察訓令第15号）及び岐阜県警察情報セキュリティ管理要綱（平成26年3月26日付け情第362号）のほか、この要綱の定めるところによる。

第13 簿冊の保存期間及び保存場所

各簿冊の保存期間及び保存場所について次のとおりとする。

- 1 街頭防犯カメラデータ・保存・消去記録簿 5年 警察署生活安全課
- 2 街頭防犯カメラデータ活用記録簿 5年 警察署生活安全課
- 3 街頭防犯カメラ設置管理台帳 常(1)年 警察署生活安全課

附 則（令和元年8月16日付け生総第493号ほか）

この要綱は、令和元年8月16日から施行する。